

付加年金とは？

住民税務課	電話 0994-22-3039
住民生活課	電話 0994-25-2511
鹿屋年金事務所	電話 0994-42-5121

■付加年金

第一号被保険者、任意加入保険者が毎月の保険料に付加保険料（月額400円）をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数となつていきます。

《真体例》

●付加保険料を10年間納付された場合

・付加保険料納付額Ⅱ

48,000円（400円×12ヶ月×10年）

・付加年金の年金額Ⅱ

24,000円（200円×12ヶ月×10年）

*48,000円の付加保険料額で、毎年24,000円の

付加年金が老齢基礎年金に上乘せして受け取れ、大変お得です。

《留意事項》

●付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。

●付加保険料は、老齢基礎年金と合わせて受領できる終身年金ですが、定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

●国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納付できません。

●納付期限（対象月の翌月末）を経過しての付加保険料は納付できません。
*役場年金係で手続きが出来ます。

第7回 町民体育大会開催

町民体育大会が10月9日（日）に田代中央運動場にて開催されます。年代別リレー、地区対抗競技のほか、自治会・職場対抗競技等行いますので、皆様のご参加ご声援をお願いします。

期日：平成23年10月9日（日）

予備日：10月10日（月）

【お問い合わせ先】 錦江町教育委員会教育課
TEL 22-0517

公証週間（10月1日～7日）

●公証役場をご存じですか

公証制度とは、金銭貸借などの大切な契約書や遺言書などについて、公証人が作成する公正証書によってトラブルの防止を図る制度です。

●次のような場合には公証役場をご利用ください

- ※ 遺産をめぐる骨肉の争いを防ぐために、愛のメッセージとしての遺言をしておきたいとき。
- ※ 金銭消費貸借、借地借家、債務弁済、売買、任意後見、養育費等の大切な契約を公正証書で作成するとき。
- ※ 私署証書の認証、外国文認証、宣誓認証、定款認証、確定日付等

●公正証書には、強い証拠力と裁判を経ないで強制執行できる執行力があります。

10月1日（土）10時から16時までは、鹿屋公証役場において相談に応じております。

相談は無料ですからお気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】 鹿児島県鹿屋市西原四丁目10番3号 鹿屋公証役場 TEL 0994-41-3339

行政に対するご相談は、
行政相談委員へ

国や県、町の仕事についてわからないことや困っていることに、行政相談委員のお二人が相談所を開設し、相談に応じます。お気軽にご利用ください。

行政相談委員とは、総務大臣から委嘱を受け、ボランティアで活動されています。

今年度迫田和文委員は、日ごろの地道な相談活動が評価され表彰されています。

- ・10月13日（木） 午前9時～12時 町老人福祉センター2階 徳永 幹子 委員
- ・10月27日（木） 午前9時～12時 田代保健センター 1階 迫田 和文 委員